

現況届の提出を
忘れずに

児童手当は、児童を養育している方の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。

受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている方は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要事項を記入の上、6月中に提出してください。この届けがない場合は、6月分以降、届けが提出されるまで手当は支給されませんのでご注意ください。

【制度内容】

支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の間にある児童を養育している方。

支給期間

原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

支給月額

◆3歳未満 1万5千円（一律）

◆3歳以上小学校修了前 1万円
（第3子以降※ 1万5千円）
◆中学生 1万円（一律）
ただし、児童を

養育している方の所得が限度額以上の場合、特例給付として児童1人当たり月額一律5千円を支給。（所得制限は表を参照）

※18歳以下の養育している子から第1子と数えます。
（この場合の18歳とは当該年度の3月末までに満18歳となる子のことをいいます。）

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1千円
5人	812万円	1042万1千円

支給時期

原則、毎年2月、6月、10月に前4カ月分をまとめて支給します。
※公務員の方は、職場での手続きが必要です。

【申請窓口・問い合わせ】

児童福祉課児童福祉係
☎0824・73・1192
各支所市民生活室・地域振興室
（西城支所は、しあわせ館内）

男女共同参画

わたしらしく輝く あしたのために
お互いに尊重しあう まちをめざして

市民生活課市民生活係 ☎0824・73・1154

男女共同参画社会の実現

市は、「男女共同参画が形成された社会」をわたしらしく輝くあしたのために、お互いに尊重しあう共同参画のまちを実現すべき姿に設定し、男女があらゆる場面において、ともに参画し、活躍することができ、社会の実現をめざしています。これに向け、男女が「ともに活躍できる（環境づくり）」「お互いを認め合う（人づくり）」ともに支え合う（安心づくり）を基本目標に、①平等参画②意識改革③男女協働④人権尊重⑤家庭内協力―の5つの基本方針に沿って、各種啓発事業に取り組んでいます。

毎年6月23～29日は
男女共同参画週間

内閣府は「スポーツに関わるあらゆる分野での女性の参画を推進し、さまざまなスポーツに男性も女性も親しみ、チャレンジし、活躍できるようにするためのキャッチフレーズ」を募集し、応募総数3101点の中から審査の結果、本年度のキャッチフレーズを「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」に決定しました。

市では男女共同参画事業として、6月26日から市内7会場で開催する巡回パネル展を開催します。皆さんも身近なところから男女共同参画について考えてみませんか。